

水産資源管理談話会報

第26号

日本鯨類研究所 資源管理研究センター

2002年5月

目次

お知らせ 2
日中・日韓漁業協定の概要と今後の対応	鈴木眞太郎..... 3
取締状況と海域利用の変化	古屋 廣一..... 15

財団法人 日本鯨類研究所
資源管理研究センター

〒104-0055 東京都中央区豊海町 4-5 豊海振興ビル

TEL 03-3536-6521
FAX 03-3536-6522

お知らせ

大変遅れましたが水産資源管理談話会報 26 号お届けします。本号は、平成 12 年 7 月 27 日に開催された第 34 回談話会における鈴木眞太郎氏による話題提供「日中・日韓漁業協定の概要と今後の対応」、および古屋廣一氏による話題提供「取締状況と海域利用の変化」の記録です。活発な討論が行われ、興味ある話題提供でした。

第 40 回資源管理談話会は 6 月か 7 月に開催する予定です。

なお、水産資源管理談話会報では水産資源管理に関する一般的な投稿も受け付けていますので、奮って投稿してください。

(北原 武)

漁場資源課 鈴木
平成12年7月27日

「日中・日韓漁業協定の概要と今後の対応」

はじめに

1. 日中・日韓漁業協定交渉等の主要経過
2. 日中・日韓漁業協定の基本的仕組み
基本的仕組み、関係水域図
3. 日中・日韓漁業協定に基づく操業条件等
4. 科学的な枠組み及び今後の対応
 - (1) 旧協定下での枠組みと対応
 - (2) 新協定下での枠組みと現状
 - (3) 今後の対応と問題点

おわりに

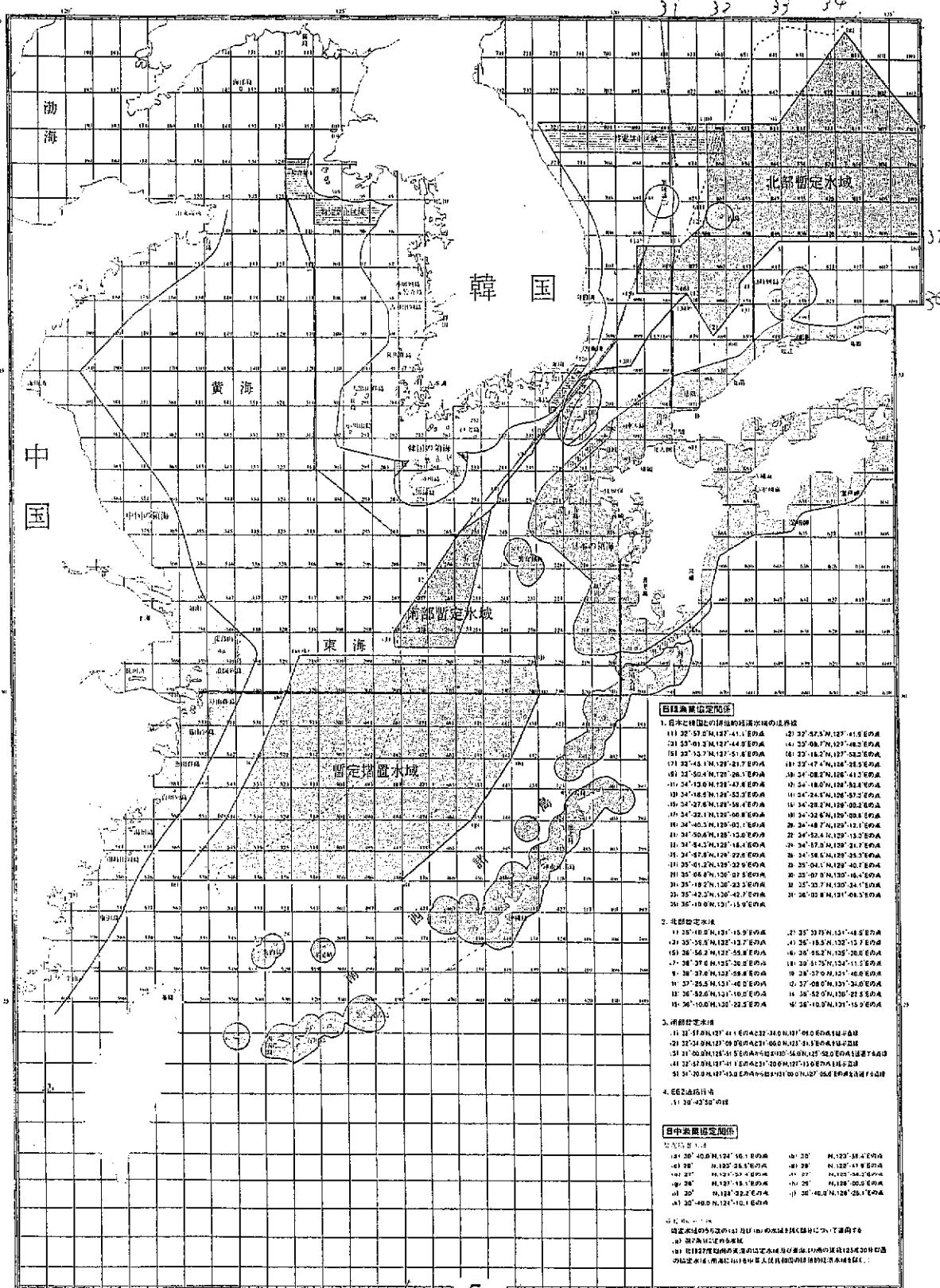
日中・日韓漁業協定交渉等の主要経過

1965年（昭和40年）	日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定 締結
1975年（昭和50年）	日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定 締結
1976年（昭和51年）	米国、カナダ、ソ連等が200海里水域を設定 漁業水域に関する暫定措置法施行（韓国、中国については適用除外）
1996年（平成8年）	日本、韓国、中国は、国連海洋法条約を批准 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律等水産4法施行（7月）
1997年（平成9年）	漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定署名（11月）
1998年（平成10年）	漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定 署名（11月）
1999年（平成11年）	漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定発効（2月） 第1回日韓漁業共同委員会（7月） 第2回日韓漁業共同委員会（12月）
2000年（平成12年）	漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定発効（6月） 第1回日中漁業共同委員会（6月）

日中・日韓漁業協定の基本的仕組み

事項	日韓漁業協定	日中漁業協定
協定水域	日本国及び大韓民国の排他的經濟水域（第1条）	日本国及び中華人民共和国の排他的經濟水域（第1条）
操業条件等の決定	自國の排他的經濟水域における相手国の漁獲割合を毎年決定する業共同委員会の協議結果を尊重（第3条）	同上（第3条）
漁業に関する主権的権利を使用する水域	日本海の一部に協定する線及び暫定水域より自國側の一部の協定水域（第7条、付属書II）	協定水域のうち暫定措置水域及び北緯27度以南水域（第6条）
相互入り合い措置をとらない水域	協定水域のうち日本海の一部及び東シナ海の一部に協定する水域（第8条）	協定水域のうち暫定措置水域（第6条）
相互入り合い措置をとらぬる資源管理措置	各締約国は、共同委員会の勧告を含むこと等（付属書II）	各締約国は、従い維持が可能な資源を確保する措置をとることを目的とする（第7条）、各締約国は、資源開発に伴う資源の過度の開拓を防ぐため、資源の量を適度に保有する措置をとることを目的とする（第7条）。
資源管理についての協力	協定水域における海洋生物資源の合理的な保存、利用に協力。資源の統計学的情報及び水産業資料の交換を含む（第10条）	漁業に関する科学的研究及び海洋生物資源の保存のための協力（第10条）

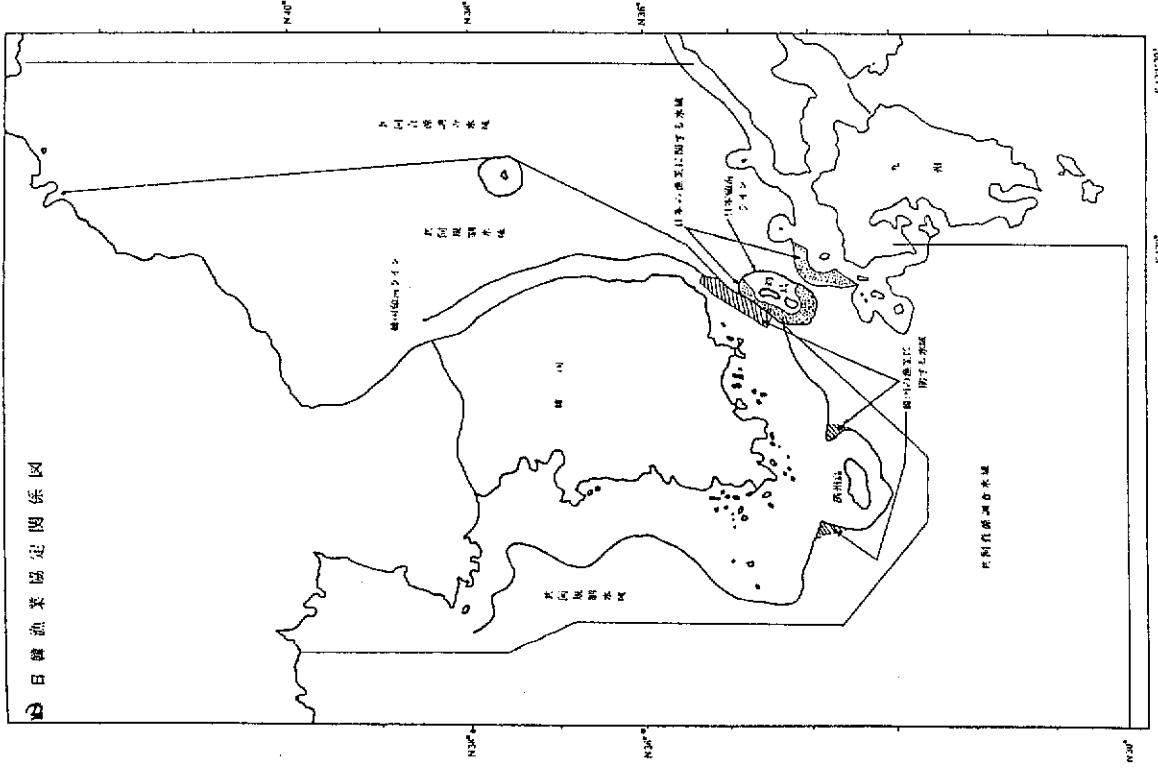
日韓・日中漁業協定概念図



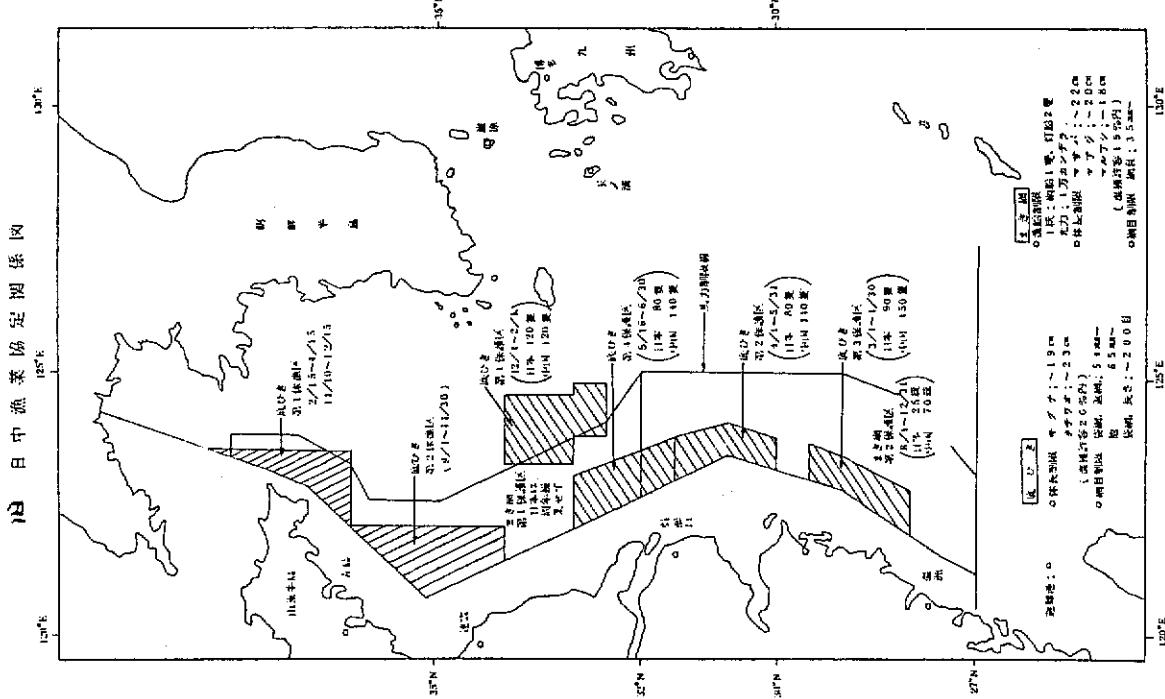
(注) これは概念図であり、使用の際はご注意ください。

平成11年5月九州漁業調整事務所作成

日韓漁業協定関係図



日中漁業協定関係図



I. 日韓漁業協定に基づく両国の排他的経済水域における漁獲割当等（1999年～2000年）

	我が国EZ内の韓国漁船に対する漁獲割当等		韓国EZ内の日本漁船に対する漁獲割当等	
	1999年	2000年	1999年	2000年
漁獲割当量 (漁獲実績)	148,218トン	125,197トン	93,772.5トン	93,772.5トン
許可隻数	1,724隻	1,664隻	1,601隻	1601隻
	北海道トロール*、サンマ棒受網、刺し網、アナゴ筒、バイカゴ、その他かご、イ大型トロール、中型機船底引き網、巻網、延繩、一本釣り、フグ釣り、タチウオ釣り、遠洋イカ釣り*		沖合底引き網、以西底引き網、大中巻き網、イカ釣り、延繩、引き網、カツオ一本釣り、一本突棒、シイラ漬け、ごち網、固定式刺し網	

(注) *北海道トロールは1999年のみ、遠洋イカ釣りは2000年のみ。

II. 暫定水域（協定第9条1及び2に定める水域）における資源の保存管理措置

第1回日韓漁業共同委員会（平成11年7月）

具体的合意に至らず、引き継ぎ協議することとされた。

第2回日韓漁業共同委員会（平成11年12月）

下記について合意。

- (1) 双方が、それぞれの国内法令に基づき、ズワイガニの体長制限及び採捕禁止期間の設定を実施する。
- (2) 双方は、両国の関心魚種についてそれぞれ科学調査を推進し、その結果により必要な事項を検討する。
- (3) 民間漁業者団体間の協議の推進に協力する。

日中漁業協定に基づく両国の排他的経済水域における2000年の漁獲割当等

	我が国の水域における中国漁船の漁獲割当量等	中国水域における日本漁船の漁獲割当量等
漁獲割当量	70,000トン 内、底引き網 10,000トン イカ釣り 60,000トン	70,800トン 内、まき網 63,000トン 底引き網 3,500トン等
許可隻数	1,158隻 内、底引き網 800隻 イカ釣り 358隻	710隻 内、まき網 271隻 底引き網 42隻等
漁業種類	底引き網、イカ釣り	底引き網、まき網、延縄、引き縄、釣り、マグロ延縄

(注) 暫定措置水域における資源の保存管理措置については、第1回日中漁業共同委員会（平成12年6月）において具体的合意に至らず、引き続き協議することとされた。

旧日中・日韓漁業協定下での科学的枠組みと対応の概要

事項	旧 日韓漁業協定	旧 日中漁業協定
協定の関連条項	共同規制水域の外側に共同資源調査水域を設置 共同水域内で行われる調査について共同委員会の勧告に基づき両国間で決定（協定第5条） 両国が共通の関心を有する水域における資源研究のため 両国が科学的調査及び調査研究の結果に基づき約国に勧告（第7条1）	漁業に関する資料を交換し、及び協定水域における漁業資源の状態につき検討（協定第6条4）
漁業共同委員会	漁業資源小委員会 (1) 設置根拠 共同委員会手続き規則（1966） (2) 任務 漁業資源に関する調査研究その他付託事項 を審議し、共同委員会に報告または勧告 (3) 協議事項 漁業資源専門家会議の報告の採択及び 資源評価に基づく資源管理方策の検討	共同委員会 共同委員会本会議の議題として東海、黄海の主要魚種の 資源状態について検討 共同委員会資源小グループ (1) 設置根拠 手続き規則上の規定はなく共同委員会で の合意に基づき委員会開催中に開催 (2) 出席者 西海区水研、水産庁資源課他 (3) 協議内容 主要魚種の漁獲量等の統計交換及び研究 者交流に関する意見交換を行う
統計交換		上記共同委員会での交換のみ 共同委員会で合意された資料を毎年韓国国立水産振興院 と交換

共同資源調査	調査船による共同資源調査は実施されていない。 (なお協定の枠外で、日韓漁業実務者協議の合意に基づき、1995年、山陰北陸、北海道沖で共同調査船調査を実施)	1990年の共同委員会での合意により1991年に海部丸による底魚共同調査を実施
科学シンポジウム等	—	1990年の共同委員会での合意により1992年以降陸上での研究者交流を定例的に実施 参加者　日本側　西海区研究所他 中國側　東海、黄海研究所 研究課題　平成2～7年　魚種名統合作業 平成8～10年　主要魚種の生物特性と調査手法の統合

新日韓、日中漁業協定下での科学的枠組み及び現在までの状況

事項	日中漁業協定	日韓漁業協定
協定上共同委員会で取り扱うこととされている科学関係の事項	各締約国が自国の排他的經濟水域内における相手国との漁獲割当てを決定する際資源状況等を考慮するることとして行われる。(協定第3条)	同左(協定第3条)
	両締約国が暫定措置水域において海洋生物資源が過度の開発によって脅かさないことを確保するため、共同委員会において決定すべき適当な保存管理措置(第7条の2)	同左(第12条の5、付属書I)
科学関係事項を取り扱う専門機関の現までの状況	漁業に関する科学的研究及び海洋生物資源の保存ための協力(第10条)	統計的な情報等の交換を含む海洋生物資源の合理的な保存管理及び最適利用に関する事項(第10条) 海洋生物資源の実態に関する事項(第12条の4)
	両締約国間の漁業についての協力に関する事項(第11条の2)	同左(第12条の4)
科学関係事項を取り扱う協定上の特段の規定はなく共同委員会の枠内で取り扱われる。(第11条)	協定上特段の規定はなく共同委員会の枠内で取り扱われる。(第11条)	同左(第12条)
	日本側は、第1回共同委員会において資源状態を把握するための資源小委員会の設置を提案。	日本側は第1回共同委員会において、漁業資源に關し専門的に協議するための専門機関の設置を提案。
	中国側は小委員会を設置し、研究者の交流や資料交換を行うことに基本的に同意。最終的には研究機関と協議の上回答するとしている。	韓国側はこれまでのところ、資源調査はそれぞれの国が独自に実施すればよく、専門機関の設置は時期尚早であるとしている。
	従つて、中国側の最終的合意があれば、今秋以降上記小委員会の開催が見込まれる。	このため、資源問題の実質的協議は現在のこところ開始されていない。

今後の科学関係での対応案と問題点

事項	日中漁業関係	日韓漁業関係
科学関係を取り扱う下部機構の設置	資源問題を取り扱う小委員会の設置にはほぼ合意しておりますが、今後新協議の内容等につき具体的な提案を準備する必要がある。 なお、小委員会とは別に科学者間のシンポジウム等の実施を提案。	専門的機関の設置にこれまで消極的であるが、今後新協定の定着の伴い前向きの対応が期待される。
下部機構の構成	水研究者を中心とした水産庁関係課を加えた構成	同左
協議の対象となる水域	協定上は協定水域全体が対象となり得る。 実質的にはこれまでの協議で資源の保存管理措置に合意が得られない新しい暫定措置水域が検討の中心になる。	同左（なお、底魚類についてはペニズワイガニ以外に同水域に分布の中心を持つ資源はほとんどなく、協議は浮魚類が中心となると考えられる）。
協議の対象となる資源 漁獲データの交換	協定上は協定水域全体に分布する資源が対象となり得る。 実質的には暫定措置水域に分布する資源を検討の中心とする。 暫定措置水域における中国側漁獲データの提供を求める必要があるが、使用可能なデータは期待できない。 このため日本水域での中国船漁獲データを活用しつつ、暫定水域以西については中国側データに依存しない評価方法を探らざるを得ない。	暫定措置水域における中国側漁獲データの提供を求める必要がある。この場合受け入れ態勢を考慮しつつ計画的に実施することとする。
共同調査船調査	中国側は日本側の調査船による共同調査を期待していると考えられる。日本側としては暫定措置水域及び中国側水域での日本側調査船による共同調査に前向きに対応する必要がある。この場合受け入れ態勢を考慮しつつ計画的に実施することとする。	韓国側は暫定措置水域での規制措置の強化につながる可能性のある共同調査には消極的态度。 日本側として韓国水域で調査が可能であれば共同調査の実施にメリットがある。
相手国水域での調査船調査	資源調査に関する調査申請手続きが明らかとなつておらずこれを明確とする必要がある。 中国側は、中国水域での日本側調査の実施の条件として、科学オブザーバーの乗船を求める可能性が強い。	資源調査に関する調査申請手続きが明確となつております申請は可能。

取締状況と海面利用の変化

九州漁業調整事務所
漁業監督課
古屋 廣一

取締りの現状

1. 取締体制

(1) 取締船

水産庁取締船は官船6隻、用船32隻で対応している。

用船は民間の取締船を乗組員を含め周年チャーターしており、大半が499トンクラスで占められている。このクラスは最近6年間で16隻の新船建造が行われ、全船15ノット以上出る新鋭船となっている。

年間行動日数は240日で、通常一航海9~10日、年間約25~27航海となっている。

漁業監督官は本庁、及び全国6カ所にある漁業調整事務所（札幌、仙台、新潟、神戸、境港、福岡）、並びに沖縄総合事務局職員の約60名で、行政経験の豊富な40代~50代の職員が対応している。

(2) 航空機

単発機、双発機、ジェット機の民間航空機を乗務員を含めてチャーターしている。

航空機には機長、整備士等2~4名、漁業監督官1名が搭乗し、一日4~5時間、昼間のみ、洋上での飛行取締りを行っている。

飛行取締中、違反漁船、外国漁船等を認めた場合はビデオ、写真撮影を行い、付近海域を行動中の取締船と無線電話で連絡を取り合い、連携しながら行動している。

2. 取締活動

(1) 取締海域

九州漁業調整事務所の管轄海域は、瀬戸内海を除く山口県~鹿児島県沖の九州一円の沖合海域となっている。

重点海域は外国漁船が集中する対馬、五島周辺海域の我が国排他的経済水域（以下、「我が国EZ」という）としており、この海域の行動日数は全体の9割以上になり、残りを日向灘、屋久沖、奄美周辺海域での国内漁船の取締りを行っている。

通常はこの海域を官船1隻、用船8隻で対応しているが、昨年と今年は新日韓、新日中漁業協定が発効したことにより、最重点取締海域として位置づけ、官船4隻、用船2隻を追加し、取締りを強化している。

(2) 取締実績

①韓国漁船

九州北西海域で視認される外国漁船は別添資料「九州北西海域で視認される外国漁船」のとおり、地理的に近い韓国漁船が多く認められる。

●視認状況

95年から今年の6月までの視認状況をみると、旧協定時に多数認められた小型トロール漁船が、新協定が締結された1999年以降激減している。

新協定締結後、我が国EZ内では、延縄、まき網、底びき網漁船が多く視認されている。

今年延縄漁船が急増したのは6月に男女群島南西沖で連日30隻以上の集団操業が継続的に見られたためである。これは新日中漁業協定締結に伴い、この海域に取締船を集中配備したこと、及び付近海域で操業する中国底びき網漁船がいなくなつ

たことが要因と思われる。

協定締結前後の98年と99年の視認隻数を漁区別分布でみると、旧協定時対馬周辺海域で一漁区あたり600隻以上視認されたが、新協定後は100隻以下と激減している。

●違反状況

旧協定時の違反操業を漁業種類別に見ると、その殆どが大型及び中型トロール漁船で、禁止区域内操業が大半であった。

旧協定時の違反漁船の対応は、日本側に取締権が無いため、韓国指導船に取締りを要請するに留まり、白昼、堂々と禁止区域内での違反操業が繰り返された。

また大型トロール漁船は当初は禁止区域内での違反操業が主であったが、船名を漁網等で隠蔽し、我が国いかつり漁船、延縄漁船、しいら瀆漁具へ漁具被害を与えるなど、次第に悪質化していった。

新協定発効後は、我が国EZ内で操業する許可船に対し、官船主体に立入検査を行い、重大な違反（例えは、許可証不携帯等）が認められた場合は、即座に検挙している。

軽微な違反については警告書を手交し、再度同様な違反が認められた場合は検挙する方針で対処している。

②中国漁船

●視認状況

1995年から今年6月までの中国漁船の視認状況をみると、大型底びき網漁船が殆どを占めている。

この漁船は毎年10月から翌年2月頃まで、対馬南西沖で中層のタチウオや、スルメイカを狙って、100組、200組の集団で操業する2そうびきで、船籍は大連、石島、上海、舟山等である。

本年3月に視認隻数が増加しているのは、中型トロール漁船が増えたためである。この漁船は全船浙江省船籍で、今まで対馬周辺海域では全く見られなかつたが、本年3月から対馬周辺海域で連日50隻～100隻と多く認められた。

新協定締結後の本年6月以降は、我が国EZ内では協定発効当日に数隻認められた以外は認めていない。

中国漁船視認状況を漁区別分布で見ると、昨年は対馬南西沖で集中して視認されたが、今年は中型トロール漁船の急増により、対馬東沖で増加している。

●違反状況

旧協定時は対馬周辺海域は協定対象外海域と位置づけられ、大型底びき網漁船（2そうびき）の我が国底びき網禁止区域内での操業に対しては、操業自粛要請に留まつた。

新協定締結後は、締結早々操業区域外操業で大型底びき網漁船1組を検挙した。

③台湾漁船

●視認状況

漁業種類は、さんご漁船が殆どで、五島周辺海域で多く認められる。

台湾漁船の取り扱いについては、現在政府間協定が無く、海上保安庁と水産庁との協議の基、領海以外の操業については警告退去とすることとしている。

現場の取締りでは、取締船が近づくと漁具を揚げて逃走するものの、いなくなると戻ってきて操業するといった状況で、対応に苦慮している。

なお、新日中協定締結後は、我が国EZ内では認めていない。

漁区別分布を見ると、五島西沖から対馬南沖にかけてさんご漁船が、男女群島周辺でトロール漁船が視認されている。

水産庁漁業取締船

平成12年7月現在

官 船

船 級	隻 数	船 速	乗組員	行動海域
2000トン	1	15(ノット)	36	外洋、九州北西
1200トン	1	15	33	外洋、九州北西
499トン	3	15	20~23	九州北西
97トン	1	26	13	瀬戸内海
合 計	6隻		148名	

用 船

船 級	隻 数	船 速	乗組員	行動海域
900トン	2	15(ノット)	17~18	外洋
700トン	2	14	15~16	外洋、北海道
499トン	24	11~15	13~14	外洋、各県沖合
349トン	1	14	13	外洋
185トン	1	13	11	山陰沖
39~62トン	2	12~33	6	有明、瀬戸内
合 計	32隻		425名	

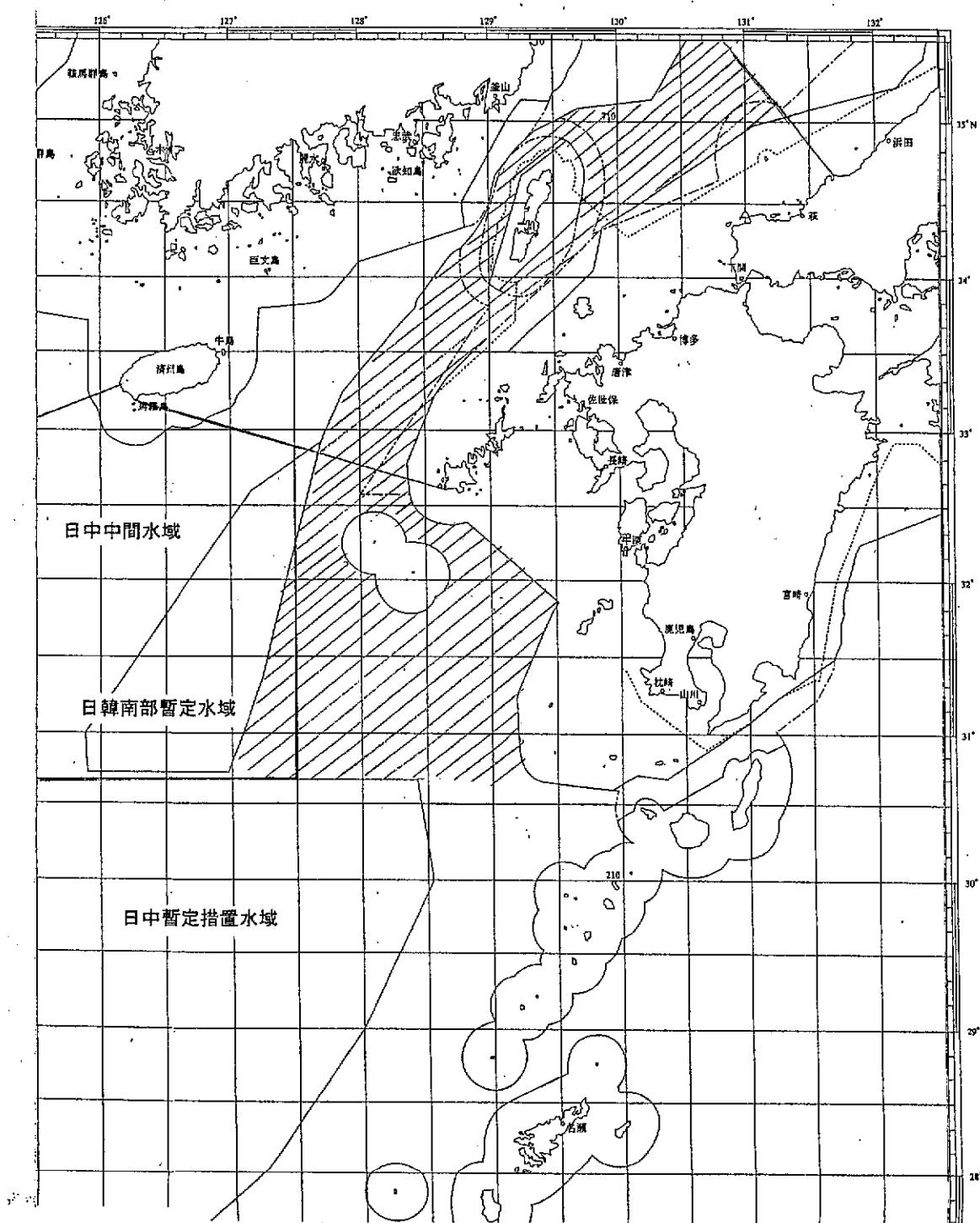
航空取締飛行実績及び計画

単位:時間

	単発機	双発機	ジェット機	合計
1998年	134 (36)	357 (153)	0 (0)	491 (189)
1999年	132 (36)	357 (153)	88 (36)	577 (225)
2000年	48 (0)	500 (260)	120 (0)	668 (260)

()は九州漁業調整事務所割当分

九州漁業調整事務所所属取締船 主行動海域図



九州北西海域で認証される外国漁船

九州漁業調整事務所

1. 韓国漁船

漁船種類	総トン数	船型、船質	漁獲物	日本EZ 許可隻数	主漁場
大型トロール漁船	140～180	スターン型、鋼船	底物(タイ類、カレイ類、イカ他)	84隻	韓国南東沖、東シナ海
中型トロール漁船	20～40	木造船	底物(タイ類、カレイ類、イカ他)	無し	韓国南東沖、東シナ海
小型トロール漁船	5～15	木造船	底物(タイ類、カレイ類、イカ他)	無し	韓国南東沖
底びき網漁船	40～80	かけまわし、鋼船	底物(タイ類、カレイ類、イカ他)	20隻	韓国南東沖、東シナ海
大型まき網漁船	116～150	鋼船	アジ、サバ、イワシ他	34統	济州島周辺～対馬周辺
あなご筒漁船	20～70	木造船	アナゴ	26隻	韓国南東沖、対馬周辺
延繩漁船	10～50	木造船	アマダイ、アナゴ、タチウオ	374隻	韓国南東沖、対馬周辺
いかつり漁船	13～150	木造船、FRP	スルメイカ	454隻	対馬周辺、日本海
刺網漁船	15～50	木造船	タイ類、カレイ類	19隻	五島西沖～東シナ海
簎漁船	70～80	鋼船、木造船	カニ類	37隻	東シナ海

2. 中国漁船

大型底びき網漁船	100～260	2そうびき、鋼船	底物(タイ類、カレイ類、イカ他)	800隻	東シナ海、対馬周辺
中型トロール漁船	50～100	木造船、スターン型	底物(タイ類、カレイ類、イカ他)	322隻	日本海、太平洋
いかつり漁船	100～260	スターン型	スルメイカ	無し	東シナ海、男女群島沖
刺網漁船	50～80	木造船	タイ類、カレイ類	無し	東シナ海、男女群島沖

3. 台湾漁船

さんご漁船	30～50	木造船	サンゴ	無し	東シナ海、五島西沖
トロール漁船	50～150	鋼船、スターン型	底物(タイ類、カレイ類、イカ他)	無し	東シナ海、五島西沖

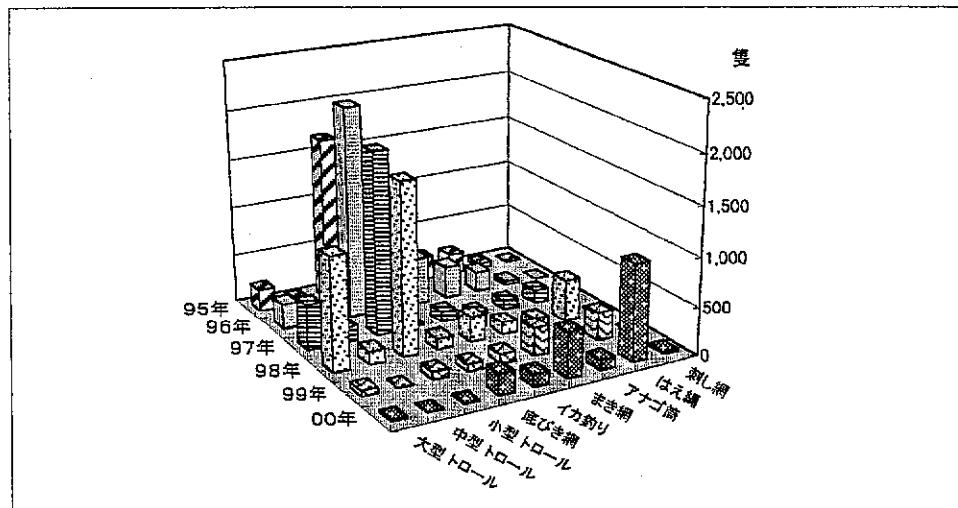
九州北西海域における韓国漁船視認隻数

	大型トロール	中型トロール	小型トロール	底びき網	イカ釣り	まき網	アナゴ筒	はえ縄	刺し網	計
1995年	229	57	1,679	89	185	241	214	44	0	2,738
1996年	277	66	2,155	71	486	329	206	39	1	3,630
1997年	479	146	1,872	30	112	35	89	133	10	2,906

1998年	大型トロール	中型トロール	小型トロール	底びき網	イカ釣り	まき網	アナゴ筒	はえ縄	刺し網	計
1月	39	5	160	0	10	0	0	39	1	254
2月	3	1	95	4	6	13	1	46	0	169
3月	287	3	168	5	0	39	6	3	0	511
4月	147	4	95	18	1	70	15	4	1	355
5月	95	15	167	0	3	2	3	6	0	291
6月	253	15	36	19	0	0	15	20	0	358
7月	126	5	65	5	0	0	20	0	0	221
8月	48	19	142	8	0	1	16	2	0	236
9月	51	16	434	8	1	0	17	1	0	528
10月	77	12	115	3	227	2	0	24	0	460
11月	25	31	152	0	10	0	2	83	2	305
12月	8	7	119	36	9	0	2	209	0	390
計	1,159	133	1,748	106	267	127	97	437	4	4,078

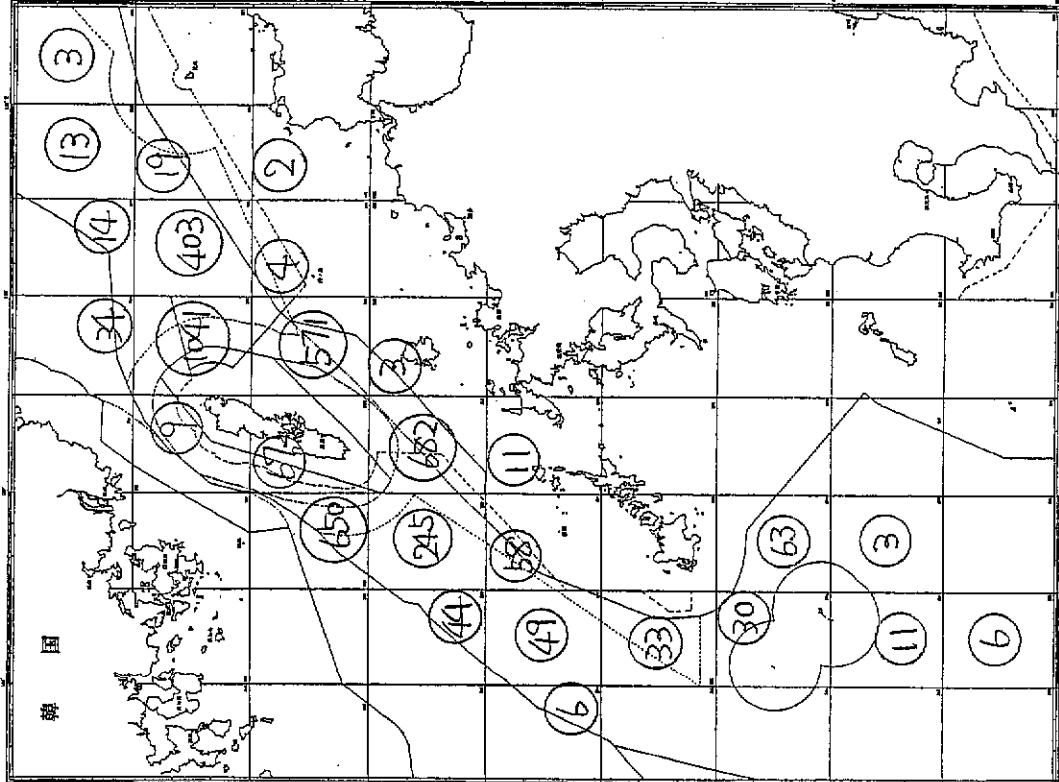
1999年	大型トロール	中型トロール	小型トロール	底びき網	イカ釣り	まき網	アナゴ筒	はえ縄	刺し網	計
1月	11	0	46	3	13	0	0	0	0	73
2月	20	0	2	0	7	0	3	30	1	63
3月	19	0	29	17	0	61	0	64	0	190
4月	5	0	0	2	0	98	0	23	0	128
5月	0	0	0	1	0	102	1	2	0	106
6月	0	0	0	0	0	8	0	3	0	11
7月	0	0	2	0	15	0	4	0	2	23
8月	0	0	1	0	54	3	8	1	0	67
9月	0	0	0	15	0	0	24	3	0	42
10月	0	0	0	10	3	1	13	0	0	27
11月	0	0	0	13	1	4	16	47	0	81
12月	0	0	0	10	1	0	13	125	0	149
計	55	0	80	71	94	277	32	298	3	960

2000年	大型トロール	中型トロール	小型トロール	底びき網	イカ釣り	まき網	アナゴ筒	はえ縄	刺し網	計
1月	0	0	0	14	8	28	23	148	0	221
2月	11	0	1	16	38	94	17	34	0	211
3月	8	0	0	29	1	117	2	40	0	197
4月	0	0	0	5	0	114	5	37	4	165
5月	0	0	0	119	1	53	7	35	19	234
6月	0	0	4	27	75	46	47	704	4	907
計	19	0	5	210	123	452	101	998	27	1,935

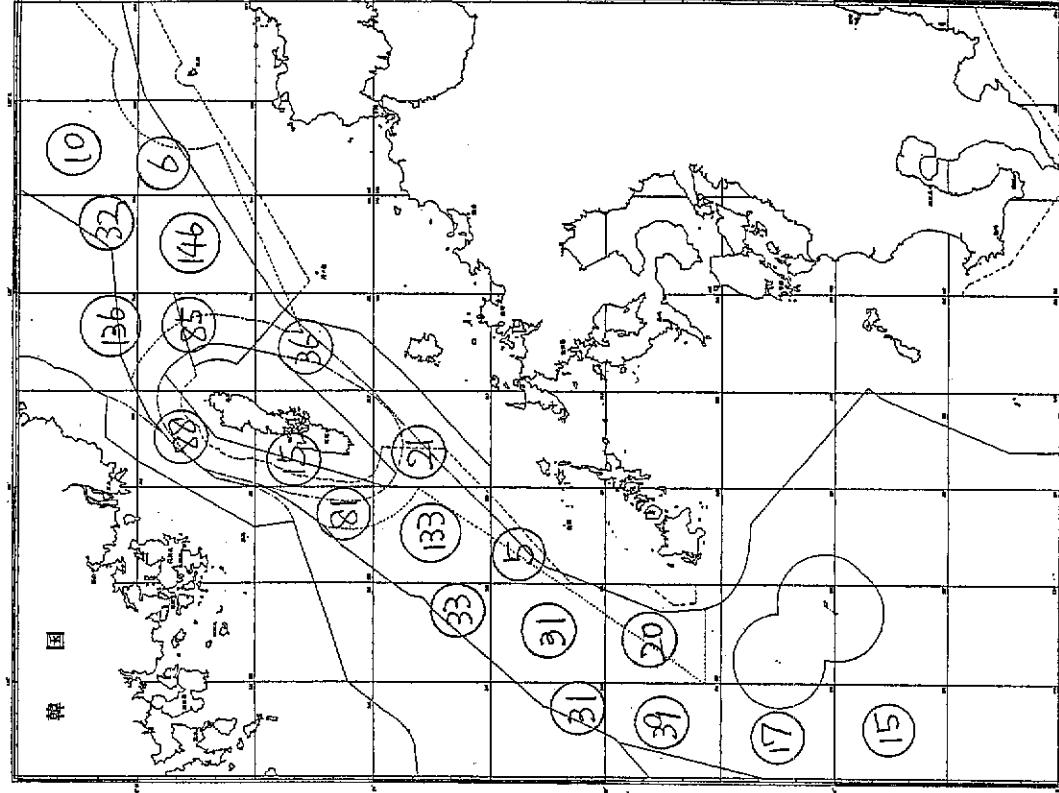


韓国漁船視認状況（漁区別分布図）

1998年



1999年



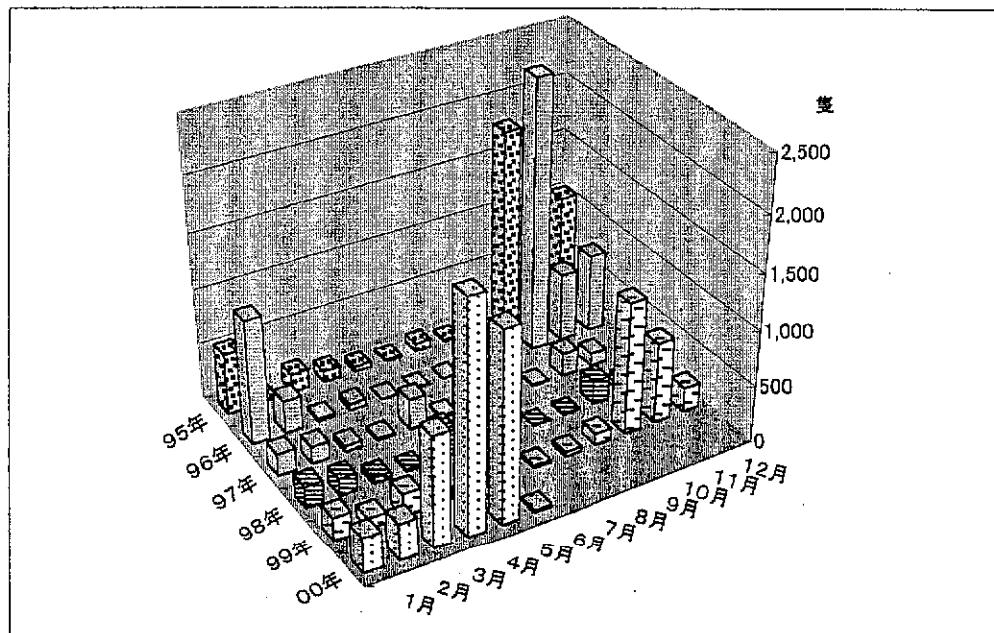
九州北西海域における中国漁船視認隻数

単位:隻(底びき網、まき網は統)

	底びき網	まき網	トロール	いかつり	刺し網	計
1995年	1,436	0	10	56	101	1,603
1996年	3,965	6	2	206	0	4,179
1997年	5,362	1	2	38	34	5,437
1998年	1,034	0	10	44	51	1,139

1999年	底びき網	まき網	トロール	いかつり	刺し網	計
1月	63	0	0	134	15	212
2月	89	0	6	0	0	95
3月	158	0	39	0	4	201
4月	56	10	12	0	17	95
5月	146	0	1	0	38	185
6月	251	0	0	5	0	256
7月	0	0	3	0	20	23
8月	0	0	18	1	19	38
9月	92	0	0	6	0	98
10月	1,068	0	100	4	8	1,180
11月	434	0	204	1	81	720
12月	90	0	56	10	57	213
計	2,447	10	439	161	259	3,316

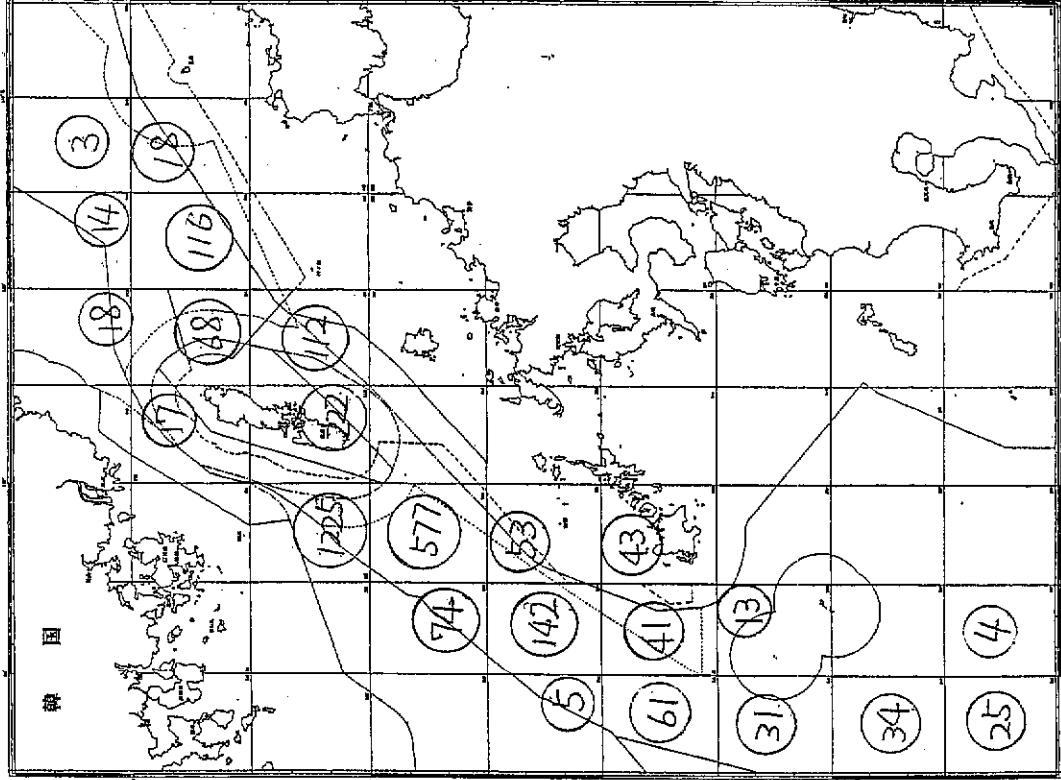
2000年	底びき網	まき網	トロール	いかつり	刺し網	計
1月	317	0	0	25	0	342
2月	350	0	0	0	0	350
3月	277	0	716	0	0	993
4月	253	0	1,752	10	8	2,023
5月	271	0	1,389	0	7	1,667
6月	1	0	18	2	0	21
計	1,469	0	3,875	37	15	5,396



中国漁船視認状況（漁区別分布図）

1999年

2000年（1月～6月）

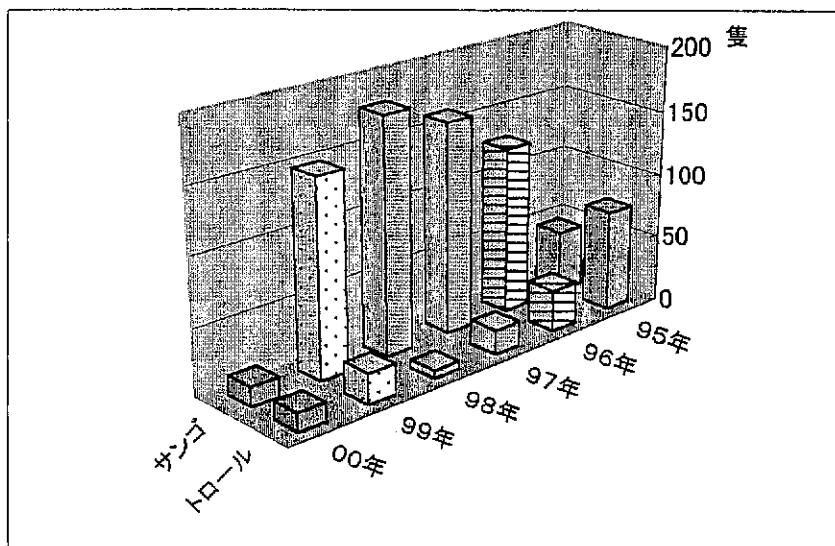


九州北西海域における台湾漁船視認隻数

	トロール	サンゴ	計
1995年	76	46	122
1996年	31	128	159
1997年	18	161	179
1998年	6	179	185

1999年	トロール	サンゴ	計
1月	0	0	0
2月	2	0	2
3月	2	19	21
4月	1	3	4
5月	2	7	9
6月	0	0	0
7月	0	0	0
8月	0	0	0
9月	0	0	0
10月	14	0	14
11月	2	76	78
12月	0	43	43
計	23	148	171

2000年	トロール	サンゴ	計
1月	0	6	6
2月	1	0	1
3月	0	7	7
4月	2	2	4
5月	11	0	11
6月	0	0	0
計	14	15	29



台灣漁船認証狀況（漁區別分布圖）

1999年

2000年（1月～6月）

